

官報 号外

平成二十年四月二十三日

○第百六十九回 参議院会議録第十四号

平成二十年四月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

平成二十年四月二十三日

午前十時 本会議

第一 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。
日程第一 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。若林農林水産大臣。

(国務大臣若林正俊君登壇、拍手)

○国務大臣(若林正俊君) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

森林は、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しておりますが、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、また、京都議定書の森林吸収目標を達成する上からも、間伐等の実

施を促進することが喫緊の課題となっております。このため、京都議定書の第一約束期間の最終年度である平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた基本方針に即して、間伐等の実施の促進に関する基本方針を定めることができることとし、また、市町村は、この基本方針に即して、間伐等の実施の促進に関する計画を作成することができることとしております。

第二に、国は、間伐等の実施の促進に関する計画を作成した市町村に対し、当該計画に基づく間伐等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができることとしております。

第三に、市町村が作成した計画に基づき実施される間伐等に関し地方公共団体が負担する経費について、地方債をもってその財源とすることができるとしてあります。

以上、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。金子恵美君。

(金子恵美君登壇、拍手)

○金子恵美君 民主党・新緑風会・国民新・日本の金子恵美でございます。

会派を代表いたしまして、議題となりました森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案について、農林水産大臣及び関係大臣に質問いたします。

我が国の森林は、国土の三分の二に相当する二千五百万ヘクタールを占めておりますが、この森林は林産物の供給はもとより、国土の保全や水源の涵養、二酸化炭素の吸収など、現在と未来の人間の生存に欠かすことのできない基盤であると考えます。また、森林は、野生生物の育成の場となり、美しい景観を形づくり、伝統文化をはぐくみ、レクリエーション、いやし、憩いの場となります。

このような森林の多面的機能の評価額は、年間約七兆二千六百億円にも相当すると言われており、人が森林に働きかけ、手入れをし、利用することによって発揮されるものであります。

しかし、我が国の山村の実情を顧みますと、過疎化が進み高齢化率が五〇%を超えるいわゆる限界集落が約七千九百に達し、私有林の不在村森林所有者が所有する森林面積は三百二十七万ヘクタール、四分の一に上ります。

多くの国民の皆さんを始め、平成十八年には千八百六十三団体と急増した森林ボランティア団体、それに多くの企業の方々が森林づくりに参加されるようになってきたとはいえ、林業が一つの産業として成り立たなくなっております。したがって、森林所有者や森林組合などが本来取り組まなければならぬ森林の管理が十分に行き届かなくなりました。このまま放置すれば、林業、山村の衰退が急速に進むばかりか、森林に期待される多面的機能の発揮に重大な影響を及ぼしかねません。

以上、我が国の林業と山村の現状認識と、そもそも森林・林業の再生の主眼がどこに置かれ進め

られているのか、お伺いいたします。

今年七月には、我が国において洞爺湖サミットが予定されております。我が国がイニシアチブを取って、地球温暖化対策など地球環境問題の解決に取り組んでいくとしております。

我が国においては、京都議定書で温室効果ガスの排出削減目標は六%とされております。京都議定書締結時の議長国として約束した温室効果ガス削減目標の達成は、最重要課題であります。達成できなければ我が国の環境外交における威信は失墜し、国際的なポスト京都議定書の動向にも影響を与えかねないと思っておりますが、政府としての目標達成に向けた決意と具体的な取組を環境大臣にお伺いいたします。

次に、本法案は、我が国の森林・林業の現状を踏まえ、経済的な理由などから森林整備ができなくなっている森林について間伐の推進を促すという、誠に時宜にかなったものだと考えます。しかし、林業が衰退し、森林所有者の林業に対する意欲が薄れるなどの根本的な課題を抱えている現状においては、これまでも種々施策を講じているものの、本法案だけでは不十分ではないかと考えます。

政府は、昨年十月二日、地球温暖化対策本部において、京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針の中での検討項目として、美しい森林づくり推進国民運動の展開などにより、森林吸収源対策を推進することを決定いたしました。

運動内容は、森林所有者に対する取組、幅広い国民の参加、木づかい運動の推進となっております。また、推進体制として、発起人百三十四名、四十九団体から構成された美しい森林づくり全国推進会議も設立されました。

森林の公益的機能の発揮が期待され、このように大掛かりな運動を展開し、達成しなければならぬ課題であると政府自体が強く認識しているのであれば、森林組合等による間伐の実施が期待できない森林の整備を市町村に押し付けるのではな

く、むしろ積極的に水源林造成事業など一體的に国の関与により間伐を推進すべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

この法案の趣旨は、我が国の森林が京都議定書に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成二十四年度末までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、市町村による特定間伐等促進計画の作成等について定めるとともに、当該計画に基づく特定間伐等に関し、交付金の交付、地方債の特例等の措置を講ずることとなっております。

本法案では、国は特定間伐等促進計画を作成した市町村に対し、予算の範囲内で交付金を交付することができるとし、平成二十四年度では十億円の予算措置がされております。

また、地方財政法の特例として、地方公共団体は、促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費の一部について地方債の起債対象とすることができるとしております。

しかし、本法案に基づく交付金を受けて間伐等を行うとしても、この交付金の補助率は二分の一であること、また地方債の適用及びその償還金に關し普通交付税措置が講じられることとしておりますが、地方自治体は慢性的に財政が逼迫しており、森林面積の多い市町村は概して過疎地域も多いことから、財政負担が重くなることになり、起債や交付税の措置では十分に機能しないのではないかという危惧されます。御所見をお伺いいたします。

また、当然のことながら、間伐を実施するに当たり森林所有者の自己負担が発生いたします。先ほど来申し上げてまいりましたが、現在のよう林業経済コストがかさんでいる状況下においては、特にその軽減策が重要になってまいります。政府は、間伐材の利用拡大を促進することにより負担軽減を図るとしておりますが、どの程度までそれが可能であると見込んでいるのか、お聞かせください。

我が国における間伐面積はおおむね毎年三十五万ヘクタール程度で推移してまいりました。しかし、この面積では京都議定書の森林吸収源対策としては不足することとなり、平成二十四年度までに毎年二十万ヘクタールの追加的な間伐等を行う必要があります。

市町村は、特定間伐等促進計画の作成に当たっては、実施区域の選定作業や計画の作成、森林所有者、組合との折衝など、各段階での手続があります。この交付金は、作業道の整備あるいは平成十八年度末時点全国に一万七千ヘクタールある造林未済地への植林についても支援することができるとしてあります。こうした措置は使い勝手が良さそうに見えますが、実際は市町村にほとんどの作業を担わせることになり、市町村の限られた人員では相当困難な作業になると予想されますが、適切な措置と考えておいででしょうか、お伺いいたします。

また、都市に住んでいる森林所有者の相続などにより、森林所有の権利関係が複雑化し、所有者が不明確になっていたり、所有者が森林への関心を失い、結果として所有者自身も境界が分からなくなっている林地も多くあるのが現状です。

農林水産省では、森林整備事業を実施するに当たっては測量なども支援対象にし、また、森林整備地域活動支援交付金制度を活用した、くい打ち等の作業に対する助成を行っています。また、国土交通省でも地籍調査や山村境界保全事業を実施しています。これらの連携による境界の確定、確認を推進していくとしておりますが、この地籍調査でも林地における進捗率は平成十八年度末現在で約七万四千平方キロメートル、四割程度しかありません。市町村の作成する特定間伐促進計画の作成自体が困難であり、それに基づき間伐を行うとしても、結局、適切な間伐が行えないのではないかと考えます。

特定間伐等促進計画については、計画区域にお

ける森林所有者の同意や境界についての了解を得ることができないままでも間伐を実行しようとしているのでしょうか。また、森林境界の問題について、どのように認識され、どのように解決していくとしていらっしゃるのか、御所見をお伺いいたします。

森林の整備のためには、どうしても林道、作業道の体系的な整備、延伸が不可欠であります。単純には比較できませんが、作業道、林道、林内公道について、一ヘクタール当たりドイツが百十八メートル、オーストリアが八十七メートルなのに對し、日本は十六メートルであります。

我が党は、幹線林道のような高規格の道路は必要なく、それ以外の一般林道、作業道の整備が喫緊の課題であると主張してまいりました。間伐の計画を作つて予算を付けても、道がなければ作業現場へは行けません。施業の機械化を進め効率的な林業施業を行ったり、間伐材を搬出し利用することもできません。間伐材が利用できなければ、支出だけがかさみ、間伐推進の取組も長続きしません。本法案に基づく特定間伐等の促進のため、路網整備をどのように進めていくのか、御見解をお伺いいたします。

私たち民主党政は、昨年六月に森と里の再生プランを発表し、その施策を国民の皆様にお示したところであります。森林・林業の再生は、私たちに計り知れない恵みをもたらします。山は地域や人を映す鏡とも言われています。山を再生することは、地域、人を再生することにほかなりません。森林と里に活力を与え、我が国全体を元気にするため、この機会を逃すことなく、持続可能な森林・林業政策を早急に実現すべきであります。

(拍手)

〔国務大臣若林正俊君登壇、拍手〕

○国務大臣(若林正俊君) 金子議員の御質問にお答えいたします。

まず、我が国の林業と山村の現状認識と森林・

林業の再生に向けた取組についてのお尋ねであります。近年の林業、山村をめぐる情勢を見ますと、長期的に見た木材価格の下落による林業生産活動の停滞、林業従事者の減少や高齢化の進行等が課題となっている一方で、戦後造成された人工林資源の充実、加工技術の向上による間伐材の合板、集成材への活用等により、国産材に対する需要が高まるなど、明るい兆しも見えてきております。

このため、農林水産省としては、平成十八年九月に閣議決定された森林・林業基本計画に基づき、多様で健全な森林の整備保全を進めるとともに、需要に応じた国産材の安定供給体制の整備等により、林業、木材産業を産業として再生していく所存であります。

次に、森林の整備に対する国の関与についてのお尋ねであります。民有林における森林整備に当たっては、森林所有者や森林組合等による整備を基本として、間伐や造林等に対する補助事業などを実施しているところであります。これによつては適切な整備が進まない場合には、その立地条件等に応じて、水源林造成事業や都道府県による治山事業などにより公的機関が主体となつて整備保全を行い、国がこれに助成しております。また、国自ら国有林野内における森林の整備保全を行うことはもとより、民有林における直轄治山事業や近接した民有林と国有林が一体となつて森林整備や治山事業を行う取組などを進めているところであります。

今後とも、これらの取組を通じて、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう努めてまいります。次に、市町村等の財政負担についてのお尋ねがございました。

地球温暖化防止は国民共通の課題であり、国、地方公共団体、国民挙げて取り組んでいく必要があると考えております。本法律案においては、森林吸収目的の達成に向けて、間伐材の事業量を大

幅に増加させる上で、負担の増加分を全額一般財源から手当てしないで済むよう起債を措置するとともに、その元利償還について後年度の地方交付税措置を講じているところであり、

市町村等においては、厳しい財政事情にあることは承知しておりますが、地球温暖化防止の重要性にかんがみ、この起債措置等による負担の軽減、平準化のための対策を有効に活用していただけるものと考えております。

次に、森林所有者の負担軽減についてのお尋ねでございますが、戦後植栽され、成熟しつつある人工林の資源を有効に活用して間伐作業の集約化、低コスト化や大規模な合板工場等への間伐材の安定的供給を行うことにより、森林所有者に対して実際に間伐材の売上げを還元し、負担をなくしている取組事例が見られております。

こうした事例は、地形等の条件が特別に恵まれた森林に限られているわけではないことから、低コスト作業システムの普及と国産材安定供給体制の整備を通じて間伐材の利用拡大による森林所有者の負担軽減の取組を全国に展開すべく努力してまいります。

本法案においては、国から市町村に対する直接交付金を市町村の創意工夫を生かした使い勝手の良いものにするともに、林業事業者が促進計画に対して提案を行える仕組みを創設、国及び都道府県が市町村に対して必要な助言、指導等の援助を実施するなど、市町村が間伐促進計画の策定、実行などに円滑に取り組めるような措置を講じております。

次に、森林の境界についてのお尋ねであります。特定間伐等促進計画に基づく間伐の実施に当たっても、境界の取扱いを含めた関係森林所有者の同意が必要なのは通常の間伐と同様であり、森林整備事業の実施に当たっては測量や森林施業の集約化の活動に対する支援措置等を活用して、境界の明確化の促進を図っているところであります。さらに、国土交通省が地籍調査の関連で実施

している山村境界保全事業とも連携して、森林境界の明確化が円滑に進むよう努めているところであります。

今後とも、これらの施策を通じて境界の明確化を図りつつ、計画的かつ適切な間伐を進めてまいりたいと考えております。

最後に、路網整備についてのお尋ねであります。間伐等の森林整備を着実に推進するためには、森林施業の集約化とともに、高性能林業機械を活用した効率的な作業システムに対応し得るよう、林道と作業道、作業路の適切な組合せによる路網整備を進めることが必要であります。このため、従来からの都道府県を通じた補助事業に加え、本法案に基づく新たな国の支援措置として、市町村がその自主性、裁量性を生かして作業路網の整備等にも活用できる新たな交付金を国から直接市町村に対して交付することとしております。今後とも、地域の実情に応じた効果的な路網整備に努め、間伐の促進を図ってまいります。

(拍手)

○国務大臣(鴨下一郎君) 金子議員の御質問にお答えいたします。

京都議定書上の六％削減目標の達成への決意と具体的な取組についてのお尋ねがありました。

今年開催されます北海道洞爺湖サミットなどの場を通じ、我が国が国際的にリーダーシップを発揮するために、京都議定書の六％削減目標を必ず達成することが必要であります。このため、あらゆる分野において対策を強化すべく、三月に京都議定書目標達成計画を改定いたしました。

自主行動計画の強化や国民運動の推進など様々な追加対策を盛り込み、国内の排出量を基準年比で〇・八％から一・八％削減し得ると見込んでおります。これに加え、森林吸収分として、二〇〇七年度から六年間にわたり毎年二十万ヘクタールの追加的な間伐を行うことにより、基準年比三・八％分の吸収量を確保することを見込んでおります。

す。さらに、これらの対策に加え、京都メカニズムを活用することによって六％削減目標を達成することとしております。

ただし、今後、経済活動の活発化などにより目標達成が困難になることも考えられるため、適宜適切に計画の進捗状況の厳格な点検と機動的な見直しを実施し、必要な対策の追加、強化を行い、六％削減目標を確実に達成してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時二十八分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長
江田 五月君	山東 昭子君

議員
山下 芳生君
森田 高君
紙 智子君
横峯 良郎君
仁比 聡平君
松野 信夫君
井上 哲士君
松岡 徹君
犬塚 直史君
藤本 祐司君
小池 晃君
岩本 司君
鈴木 マチ子君
内藤 正光君
木俣 佳文君
増子 輝彦君
高橋 千秋君
田名部匡吉君
広中和歌子君

前田 武志君	柳田 稔君
岡崎トミ子君	植松恵美子君
中谷 智司君	松浦 大悟君
平山 幸司君	梅村 聡君
大島九州男君	水戸 将史君
徳永 久志君	川合 孝典君
牧山ひろえ君	金子 恵美君
加賀谷 健君	相原久美子君
藤原 良信君	大河原雅子君
谷岡 郁子君	足立 信也君
那谷屋正義君	白 眞勲君
大久保 勉君	島田智哉子君
前川 清成君	尾立 源幸君
藤末 健三君	大石 尚子君
中村 哲治君	今野 東君
榛葉賀津也君	芝 博一君
小林 正夫君	柳澤 光美君
下田 敦子君	神本美恵子君
谷 博之君	藤原 正司君
小川 勝也君	池口 修次君
福山 哲郎君	山根 隆治君
円 より子君	北澤 俊美君
峰崎 直樹君	直嶋 正行君
西岡 武夫君	築瀬 進君
平田 健二君	大石 正光君
工藤聖太郎君	吉川 沙織君
友近 聡朗君	外山 斎君
川田 龍平君	行田 邦子君
米長 晴信君	大久保潔重君
松下 新平君	糸数 慶子君
武内 則男君	姫井由美子君
亀井亜紀子君	長谷川大紋君
中山 恭子君	富岡由紀夫君
広田 一君	蓮 舫君
林 久美子君	長谷川憲正君
中川 雅治君	野村 哲郎君
島尻安伊子君	鈴木 陽悦君
加藤 敏幸君	主演 了君

自見庄三郎君	衛藤 晟一君
山本 一太郎君	加治屋義人君
平野 達男君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	森 ゆうこ君
亀井 郁夫君	松村 龍二君
市川 一朗君	谷川 秀善君
家西 悟君	長浜 博行君
高嶋 良充君	小川 敏夫君
郡司 彰君	藤井 孝男君
中曾根弘文君	松田 岩夫君
山本 順三君	小泉 昭男君
二之湯 智君	秋元 司君
塚田 一郎君	古川 俊治君
佐藤 正久君	丸川 珠代君
丸山 和也君	山田 俊男君
佐藤 信秋君	磯崎 陽輔君
石井 準一君	神取 忍君
末松 信介君	川口 順子君
北川イツセイ君	河合 常則君
田村耕太郎君	橋本 聖子君
鶴保 庸介君	西島 英利君
椎名 一保君	岡田 直樹君
松村 祥史君	水落 敏栄君
中村 博彦君	加納 時男君
林 芳正君	脇 雅史君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
浅野 勝人君	山内 俊夫君
伊達 忠一君	青木 幹雄君
田中 直紀君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	佐藤 昭郎君
溝手 顕正君	矢野 哲朗君
南野知恵子君	山本 香苗君
澤 雄二君	山内 徳信君
森 まさこ君	谷合 正明君
山本 博司君	近藤 正道君
西田 昌司君	牧野たかお君
鰐淵 洋子君	西田 実仁君
又市 征治君	山谷えり子君

閣口 昌一君	岡田 広君
浮島とも子君	浜田 昌良君
洲上 貞雄君	福島みずほ君
吉田 博美君	松山 政司君
愛知 治郎君	有村 治子君
山下 栄一君	遠山 清彦君
渡辺 孝男君	加藤 修一君
木村 仁君	中川 義雄君
荒井 広幸君	風間 昶君
弘友 和夫君	魚住裕一郎君
松 あきら君	若林 正俊君
泉 信也君	若城 光英君
岩永 浩美君	木庭健太郎君
白浜 一良君	荒木 清寛君
浜四津敏子君	
農林水産大臣	若林 正俊君
環境 大臣	鴨下 一郎君
農林水産副大臣	岩永 浩美君
副大臣	

室井 邦彦君	石井 一君
鰐淵 洋子君	遠山 清彦君
大門実紀史君	仁比 聡平君
決算委員	
梅村 聡君	武内 則男君
舟山 康江君	加賀谷 健君
遠山 清彦君	鰐淵 洋子君
仁比 聡平君	大門実紀史君
山内 徳信君	又市 征治君
議院運営委員	
石井 一君	室井 邦彦君
藤原 良信君	佐藤 公治君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
災害対策特別委員	
中谷 智司君	鈴木 陽悦君
食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案(筒井信隆君外三名提出)(衆第二二二号)	
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外三名提出)(衆第一三三三号)	
食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外三名提出)(衆第一四四号)	
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(閣法第三三三三号)	
経済産業委員会に付託	
国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)	
国土交通委員会に付託	
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	
国立国会図書館法の一部を改正する法律案	
同日内閣から次の答弁書を受領した。	
参議院議員系数慶子君提出「大江・岩波訴訟の判決に関する質問に対する答弁書(第九三三三号)」	
参議院議員系数慶子君提出「在沖米軍の提供施設外における訓練に関する質問に対する答弁書(第九四四号)」	
参議院議員近藤正道君提出「米国の「へたり牛」(ダウナー・カウ)の対日輸出に関する質問に対する答弁書(第九五五号)」	
参議院議員川田龍平君提出「仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問に対する答弁書(第九六六号)」	
参議院議員浅尾慶一郎君提出「後期高齢者医療制度の保険料徴収に関する質問に対する答弁書(第九七七号)」	
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	
国立国会図書館法の一部を改正する法律	
一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
外交防衛委員	
小池 正勝君	牧野たかお君
財政金融委員	
尾立 源幸君	舟山 康江君
大塚 耕平君	大石 尚子君
尾辻 秀久君	丸川 珠代君
農林水産委員	
舟山 康江君	尾立 源幸君
牧野たかお君	小池 正勝君
経済産業委員	
塚田 一郎君	佐藤 信秋君
丸川 珠代君	尾辻 秀久君

国土交通委員	辞任	補欠	武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業についての諸問題に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一〇八号)	田龍平君提出(第一〇八号)	環境委員	辞任	補欠	米軍人軍属による公務外事件事故の被害者の救済に関する質問主意書(山内徳信君提出)(第一〇九号)	サンルダムに関する第三回質問主意書(紙智子君提出)(第一一〇号)	昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	総務委員	辞任	補欠	外交防衛委員	議崎 陽輔君	林 芳正君	財政金融委員	辞任	補欠	大石 尚子君	植松恵美子君	川合 孝典君	藤末 健三君	舟山 康江君	森本 利治君	磯崎 陽輔君	丸川 珠代君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君
--------	----	----	--	---------------	------	----	----	---	----------------------------------	---	------	----	----	--------	--------	-------	--------	----	----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

「大江・岩波訴訟」の判決に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年四月九日

糸数 慶子

参議院議長 江田 五月殿

「大江・岩波訴訟」の判決に関する質問主意書

文部科学省は平成一九年三月三〇日、平成二〇年度から使用される高等学校用日本史の教科書について審査する教科用図書検定調査審議会(以下「審議会」という。)において、沖繩戦における「集団自決」の記述について、「沖繩戦の実態について誤解をおそれる表現である」との検定意見を付し、日本軍の関与を削除する修正を行った。文部科学省は、その検定意見に関する質問(平成一九年四月一日の衆議院文部科学委員会、同四月二四日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会、同四月二五日の衆議院教育再生に関する特別委員会での質問)に対し、検定意見を付すに至った理由の一つとして、「平成一七年八月に、従来の通説におきまして集団自決の命令を出したとされてきた元隊長等から訴訟が提起されたというふうにも承知をいたしております」以下、この訴訟を「大江・岩波訴訟」という。との答弁を繰り返した。「大江・岩波訴訟」は、本年三月二八日に大阪地方裁判所で判決(以下「本判決」という。)が出され、二元隊長の命令があったとは断定できないが、関与は十分確認できるとし、集団自決には「旧日本軍が深くかわつた」と認定した。「大江・岩波訴訟」の本判決は、文部科学省の検定意見の根拠を覆すものであり、今後の高等学校用日本史の教科書検定において重大な影響を与え、かつ集団自決で生き残った住民の証言、犠牲者、遺族にとつて極めて重い意味を持つものである。よつて、以下質問する。

一 本判決に対する政府の見解を示されたい。

二 本判決に対する審議会の見解を示されたい。
三 本判決を受け検定意見を撤回するか否か示されたい。

四 本判決は、今後の審議会において審議の事項等、検定に際しての検討事項となるのかどうか明らかにされたい。
右質問する。

平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員糸数慶子君提出「大江・岩波訴訟」の判決に関する質問に対する答弁書

参議院議員糸数慶子君提出「大江・岩波訴訟」の判決に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

御指摘の判決は、私人間の係属中の訴訟に係るものであることから、文部科学省として当該判決の内容について見解を述べることは差し控えたい。

三について

御指摘の検定意見は、教科用図書検定調査審議会(以下「審議会」という。)の専門的な審議の結果に基づき適切に付されたものと認識している。なお、平成十八年度検定決定後の日本史教科書の沖繩における集団自決に関する記述については、平成十九年十一月から十二月にかけて、発行者より訂正の申請が行われ、審議会第二部会日本史小委員会(以下「日本史小委員会」という。)において、専門的な見地から詳細に調査審議を行うため、沖繩戦等の専門家から文書により意見を聴取し、日本史小委員会としてこれらの意見を踏まえ、申請に係る訂正文の内容等を調査審議するに当たつての沖繩戦及び集団自決に関する基本的とらえ方として、沖繩における集団自決の背景には当時の教育・訓練や感情の植付けなど複雑なものがあること、集団

自決の要因にも様々なものがあり、軍の関与はその主要なものととらえることができること、一方、それぞれの集団自決が住民に対する直接的な軍の命令により行われたことを示す根拠は現時点では確認できていないこと、他方で、住民の側から見れば、当時の様々な背景・要因によつて自決せざるを得ないような状況に追い込まれたとも考えられること、集団自決については、沖繩における戦時体制、さらに戦争末期の極限的な状況の中で、複合的な背景・要因によつて住民が集団自決に追い込まれていったととらえる視点に基づいていることが、生徒の沖繩戦に関する理解を深めることに資するものとなることとされること等の内容を整理し、この基本的とらえ方に照らして、発行者からの訂正の申請に関する調査審議を行い、その結果、審議会として、申請に係る訂正は妥当と判断し、訂正を承認することが適当であると認める旨の意見を提出し、当該意見に基づき、平成十九年十二月に文部科学大臣が訂正を承認したところである。

四について

お尋ねの「本判決は、今後の審議会において審議の事項等、検定に際しての検討事項となるかどうか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、審議会は、検定の申請に係る教科用図書に關し調査審議するものであることから、御指摘の判決自体が審議事項として取り上げられるようなことはない。

在沖米軍の提供施設外における訓練に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年四月九日

参議院議長 江田 五月殿

糸数 慶子

在沖米軍の提供施設外における訓練に関する質問主意書

沖繩の地元紙等の報道によると、本年三月から四月初めにかけて沖繩県名護市において在沖繩の米軍(以下「在沖米軍」という。)が米軍に提供された施設外での訓練を実施し、四月三日の訓練は名護市辺野古の国立沖繩工業高等学校の上空でのヘリコプターによるホバリングが確認されたとしている。在沖米軍の提供施設外での訓練は、騒音等、地域住民に多大の不安を与えるばかりでなく、日米地位協定等にも抵触するおそれがあり、看過できない問題である。

よつて、以下質問する。

一 本年三月二〇日、名護市のキャンプ・シュワブ沿岸部に近い安部オール島で米軍ヘリコプターが離着陸訓練を実施したとされるが、安部オール島は提供施設か否か明らかにされたい。

二 安部オール島が提供施設外であるとするなら、政府として在沖米軍に対し、訓練の中止を求める等、どのような措置を採つたのか明らかにされたい。

三 安倍オール島での訓練の実態、日時、機種、機数、離着陸回数、訓練部隊名、訓練要員等、詳細を明らかにされたい。

四 本年四月三日、名護市辺野古の国立沖繩工業高等学校上空でヘリコプターによるホバリングが確認されたとしているが、同専門学校の上空は提供施設か否か明らかにされたい。

五 同専門学校の上空が提供施設外であるとするなら、政府として在沖米軍に対し、訓練の中止を求める等、どのような措置を採つたのか明らかにされたい。

六 同専門学校の上空での訓練の実態、日時、機種、機数、離着陸回数、訓練部隊名、訓練要員等、詳細を明らかにされたい。

七 在沖米軍の提供施設外における訓練について、政府としてどのように考えるか認識を示されたい。

右質問する。

平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員糸数慶子君提出在沖米軍の提供施設外における訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出在沖米軍の提供施設外における訓練に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

沖縄県名護市に所在する安部オール島(以下「安部オール島」という。)は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第二条1(a)及び同条4(b)の規定に基づきアメリカ合衆国(以下「米国」という。)が使用を許されている施設及び区域ではない。

平成二十年三月二十日に安部オール島において米海軍(以下「米軍」という。)のヘリコプターが離着陸していたとされる事案(以下「安部オール島の事案」という。)に關し、沖縄防衛局から沖縄県に駐留する在日米海兵隊(以下「在沖米海兵隊」という。)に事実関係を確認したところ、在沖米海兵隊から、同日、米海兵隊所属のヘリコプターが安部オール島において離着陸したことは事実であるが、これは訓練ではなく、誤って行われたものであり、今後、このようなことがないようにしたいとの回答があった。政府としては、沖縄防衛局を通じて、在沖米海兵隊に対して、再発防止の徹底について申入れを行うとともに、外務省から在京米国大使館に対しても同様の申入れを行っている。

四から六までについて
国立沖縄工業高等専門学校の敷地は、日米地位協定第二条1(a)及び同条4(b)の規定に基づき

平成二十年四月二十三日 参議院会議録第十四号

質問主意書及び答弁書

米国が使用を許されている施設及び区域ではなく、また、その上空も、米軍が使用する空域として設定されているものではない。

平成二十年四月三日に国立沖縄工業高等専門学校上空において米軍のヘリコプターがホバリングを行っていたとされる事案(以下「名護市上空での事案」という。)に關し、沖縄防衛局から在沖米海兵隊に事実関係を確認したところ、同日、米海兵隊のヘリコプターが同校近傍のキャンプ・シュワブ内を訓練のため飛行していたが、同校上空でのホバリングは行っていないとの回答があった。政府としては、沖縄防衛局を通じて、在沖米海兵隊に対して、地元住民に対する不安を与えることがないように、引き続き公共の安全に妥当な考慮を払うよう求めたところである。

七について

安部オール島の事案については、政府としては、一から三までについて述べたとおり、米側から、訓練としてではなく、誤って行われたものであるとの説明を受けており、政府から米側に対して、再発防止の徹底を申し入れている。また、名護市上空での事案については、四から六までについて述べたとおり、米側から、キャンプ・シュワブ内を訓練のため飛行していたとの説明を受けている。政府としては、米軍が我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきことは当然であると考えている。

米国の「ヘタリ牛(ダウナー・カウ)」の対日輸出に關する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年四月十日
参議院議長 江田 五月殿
近藤 正道

米国の「ヘタリ牛(ダウナー・カウ)」の対日輸出に關する質問主意書
米国農務省は、本年二月十七日、歩行困難で食用が禁止されている「ヘタリ牛(ダウナー・カウ)」を食肉処理していたカリフォルニア州のウエストランド・ホルムマーク食肉加工社に、〇六年一月以降に出荷した牛肉製品約六万五千トンの自主回収を命じた。米国では、〇三年十二月にBSEの発症が確認され、翌一月以降、「ヘタリ牛」との畜力の全面禁止措置が取られてきたが、食肉業界の圧力により、〇七年七月には「獣医の再診により一定の牛の食用と畜を認める」と規則が緩和された。そのため、全米でウエストランド・ホルムマーク社と同様の検査を免脱するようなケースが横行しているのではないかと懸念されている。我が国の農林水産省は本年二月十八日、同施設は「対日輸出施設ではないので、安心して結構です」と発表したが、今回の問題は、と畜前検査の不備という輸入条件以前のことであり、全米の他の施設と対日輸出施設で同じと畜前検査体制を採用しているということから、日本国民が特定危険部位を除去した「ヘタリ牛」の輸入牛肉を食べさせられている可能性は否定できない。

他方、BSE問題の国内対策として、厚生労働省はホームページで「当該経過措置が終了した後、各地方自治体において、二十ヶ月齢以下の牛に対するBSE検査の扱いについて齟齬が生じることは、却って消費者の不安と生産・流通の現場における混乱が生じるおそれがあることから、全地方自治体において二十ヶ月齢以下の牛に対するBSE検査が平成二十年七月末をもって一斉に終了することが重要であります。」と述べており、二十ヶ月齢以下の牛のBSE全頭検査について、地方自治体が自主的に行う場合の国庫補助を、本年八月以降打ち切る方針を示している。しかし、現在までのところ、全頭検査の打ち切りを表明した自治体はなく、現状では、結果として、単に計約二億円の検査費用を自治体に押し付けただけである。

この問題は、「国民の目線、安全・安心」を掲げる福田内閣の根幹に関わる問題であると考え、そこで、以下質問する。

- 一 福田総理が「国民の目線、安全・安心」を基本方針として掲げるならば、事件の根本原因である「と畜前の段階でのルール改悪を軽視せず、緊急に米国産牛肉の輸入を停止し、輸入条件を見直すべきではないか。」
- 二 「三十ヶ月齢以下」にまで輸入条件を緩和するようなことがあつてはならないと考えるが、いかがか。
- 三 前記の厚生労働省のホームページの記述は、福田総理の基本方針である「国民の目線、安全・安心」にかなうものと考えているか。
- 四 政府は、自治体による二十ヶ月齢以下の国産牛のBSE全頭検査に対する国庫補助を継続すべきではないか。

右質問する。

平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員近藤正道君提出米国の「ヘタリ牛(ダウナー・カウ)」の対日輸出に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤正道君提出米国の「ヘタリ牛(ダウナー・カウ)」の対日輸出に關する質問に対する答弁書

一について
御指摘の平成十九年七月の米国の国内規則については、歩行困難牛を殺す場合の従来の方針を明確化したものであつて、御指摘のように規則の緩和を行ったものではなく、また、米国内産牛肉については、米国の国内規制及び対日輸出プログラムを遵守して処理されたもののみの輸入を認めてきているところであることか

二について

三について

四について

質問主意書及び答弁書

仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に
関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年四月十日

参議院議長 江田 五月殿

川田 龍平

仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問主意書

平成十九年十二月十七日提出の「仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問主意書」（第一六八回国会質問第九〇号）（以下「先の質問主意書」という。）に対する同年十二月二十五日の答弁書（以下「先の答弁書」という。）では、先の質問主意書で指摘した第四回パブリック調査に関して、「モデル（計算方法）そのものと一定の条件の下に設定された「シナリオ（パラメータ）」とを意図的に混同している。更に「費用便益比」の問題に関しては、国が定めた算定方法とは異なる方法によって仙台市が導き出した一・六二という数字に基づく回答に終始し、国の計算方法によって一・〇九という数字を判示した仙台市東西線公金支出差止め住民訴訟第一審とは異なる立場に立っている。

同時に、公共事業に関する、認可後の費用便益

ここに、先の答弁書の内容をふまえて、あらためて仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関して質問する。

一、パーソナルリッパの調査結果に基づくモデルとシナリオについて

先の答弁書は、第四回パーソナリティ調査結果に関して、①モデルそのものと②シナリオ1・2・3の数値解を意図的に混同している。シナリオとはある一定の条件のものであり、モデルの精度の高さと、シナリオとして設定した条件とは独立であるということを認識しているか。

二 第三回及び第四回パーソントリップ調査において設定されている条件について

先の質問主意書の質問二に対する答弁にある、第三回パーソナリティ調査で設定されている「将来想定される現実的な条件」とは何か。

そして第四パーソントリップ調査については、「実現可能性を考慮せずにいくつかの仮定の条件を設定と答弁しているが、その「仮定の条件」とは何か、明らかにされたい。

三 より精度の高いモデルによる検証の必要性について

費用便益比の計算方法について

当時の運輸省鉄道局の監修で財団法人運輸政策研究機構から発行されている「鉄道プロジェクトの費用対効果分析マニュアル99」によれば、費用便益比を決定する時間評価値の算定には、所得接近法に基づく「利用者の時間あたり賃金（実質賃金率 $\times$ 年間賃金 $\div$ 年間実質労働時間）（二六頁）が用いられる。しかし仙台市の場合、平成十五年九月付けの「東西線事業許可申請関係書作成業務報告書」によると、東西線の整備効果は、国土交通省「鉄道プロジェクトの費用対効果分析マニュアル99」に基づき計測した、とされているにも拘わらず、その算定式は、時間評価値 $\parallel$ 市民純生産 $\div$ 仙台市就業者数（常住地ベース） $\div$ （月別労働時間 $\times$ 12月 $\times$ 60分）であり、「市民経済計算では所得として雇用者所得の他に企業所得や財産所得を勘定しているが、この額は最終的には個人に配分され帰着するものであることから、本分析では企業所得等も含めた所得を個人が最終的に総額として受け取る所得として考え、これに基づき時間評価値を求めた」とある（六七頁）。

仙台市の場合には、国の算定式ではない「企業所得」や「財産所得」が組み込まれている。これでは、諸都市の鉄道事業同士を比較しても比較にならず、意味のある評価は不可能である。国として仙台市のこのような算定法を容認するのか。容認するのならその根拠を示し、また、独自の算定法を用いて費用便益比を計算している例を示されたい。

五 費用便益比の独自の算定方法に関する財務省の認識について

補助金の支出においてこのような算定法をとることを財務省主計局は承知しているのか。また、国のマニュアルに示されたやり方に従うと、費用便益比は一・六二から一・〇九に下がることを財務省主計局として承知しているのか。

六 地下鉄東西線建設事業と国の適切な予算執行について

二〇〇六年十月三日付の、財務省大臣官房文書課行政相談官からの「効率的かつ効果的な予算の執行を行うべく、費用対効果分析は重要な政策手段であり、その前提となる需要予測や建設費の見積り等に不適切な取扱いがあつてはならないと考へている。政府としては、無駄な歳出がないよう徹底的に精査しているところであり、財務省としても、予算執行の合理化・効率化に努めてまいりたい旨述べた電子メールがあると聞いている。財務省はこの回答の旨で当然東西線事業を見るものと考えているが、その通りか。特に、「無駄な歳出がないよう徹底的に精査しているところであり」とあるが、その精査の内容について明らかにされたい。

七 事業評価制度について

先の答弁書における事業採択後の再評価、事後評価に関する説明によれば、東西線は、十年後に再評価の対象となるが、東西線補助金事業採択の平成十五年度から十年後の二十五年度に再評価を行なう、ということか。また、その再評価の際、費用便益比が一・〇を割れば、事業中止となることを意味しているのか。

八 「貨幣換算することが困難な効果の評価」について

先の答弁書では、「評価に当たっては、費用便益分析とともに、貨幣換算することが困難な効果についての評価も含め総合的に行なっている」とあるが、この「貨幣換算することが困難な効果についての評価」の「対象」及び評価の際の

「基準(算定法)」について、具体例を上げて明らかにされたい。また、この「評価」は、事前(採択時)評価においても行なっているものなのか。そうではないとするなら、「再評価」や「事後評価」においてのみ行なう理由を明らかにされたい。

九 中止した事業について

先の答弁書にある、再評価の結果中止した二十六事業の名前を全て明らかにされたい。

十 事後評価の結果について

再評価の結果中止した事業の存在については、先の答弁書で承知しているが、再評価でも問題なし(費用便益比一・〇を上回る)とされながら、事後評価で費用便益比が一・〇を下回ることが明らかになった事業は存在するか。事業評価制度導入以前に採択された事業、及び事後評価がなされていなくとも、赤字などにより予定通りの債務償還を果たせていないことが明らかになった事業も含め、その総数と各事業名を明らかにされたい。

十一 「社会経済情勢の大きな変化」について

先の答弁書は、「現時点においても予測の前提条件である社会経済情勢に大きな変化が生じていないことから、見直しを行なう必要性はないものと考えている」という言葉で結ばれている。地下鉄東西線建設事業は、仙台市の需要予測の前提に立つても、今後開業日までに東西線沿線の人口が三万二千人増えなければならぬ。これは、沿線に、三人家族百世帯の大型マンションが開業までの八年間に百七棟建設され、全戸入居して初めて達成される数字である。これが可能であることを示すデータは存在するのか。存在するのであれば、明らかにされたい。また、「社会経済情勢の大きな変化」とは、どの程度の変化を指すのか。財務省及び経済関連省庁の用いている指標にて、数量的に示されたい。

右質問する。

平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員川田龍平君提出仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「モデルの精度の高さと、シナリオとして設定した条件とは独立である」とことについては、認識している。

二 について

お尋ねの「将来想定される現実的な条件」とは、例えば、鉄道路線の運行頻度を現状と同程度とすることである。また、お尋ねの仮定の条件」とは、例えば、バス路線について現状の五割以上増便する等の実現可能性を必ずしも考慮していない条件のことである。

三 について

平成十五年九月に国土交通大臣が、仙台市地下鉄東西線(以下「東西線」という。)について、鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十二号)第三条第一項の規定に基づく鉄道事業の許可をした際の前提となつて需要予測の数値については、現時点においても予測の前提条件である社会経済情勢に大きな変化が生じていないことから、見直しを行う必要性はないものと考えている。

四 について

御指摘の「鉄道プロジェクトの費用対効果分析マニュアル99」は、鉄道事業の事業主体が費用便益分析を実施する上での手引きであり、事業主体が合理的だと判断した方法に基づいて費用便益分析を行う場合には、必ずしも同マニュアルに従つて分析を行うことを求めるもの

ではない。

また、御指摘の「独自の算定法」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五 について

財務省としては、公共事業については、それぞれの所管省庁において、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)等に基づき、事前評価や事後評価を行つていくと承知している。例えば、国土交通省では、新規事業採択時評価、事業採択後に実施する再評価及び事業完了後の事後評価を実施しており、評価に当たっては、費用便益分析とともに、貨幣換算することが困難な効果等についての評価も含め総合的に行つていくものと承知している。

財務省としては、東西線の事業の費用便益比について、実質賃金率を用いた場合には、「費用便益比は、一・六二ではなく、一・一〇になるものと考えられる」とした平成十八年三月三十日の仙台地方裁判所判決の内容については、国土交通省より報告を受けている。

六 について

財務省としては、毎年度の予算編成過程において、各事業の事業内容を十分把握するとともに、厳格なコスト縮減を求めるなど事業の精査を実施し、予算執行の合理化・効率化に努めているところである。

七 について

東西線の事業については、平成十五年度予算において事業採択されており、同事業採択後十年間が経過する平成二十四年度末の時点において、引き続き、事業が継続することとなる場合には、当該事業の再評価を同年度中に実施し、事業全体と残事業の費用便益比がともに一・一〇以下の場合には、補助対象事業としては中止を含めて対応を検討することになる。

八について

先の答弁書平成十九年十二月二十五日内閣参質一六八第九〇号。以下「先の答弁書」という。四及び五について述べたとおり、国土交通省では、新規事業採択時評価、事業採択後に実施する再評価及び事業完了後の事後評価を実施しており、評価に当たっては、費用便益分析とともに、貨幣換算することが困難な効果等についての評価も含め総合的に行っている。貨幣換算することが困難な効果についての評価については、例えば、都市・幹線鉄道整備事業においては、費用便益分析とともに、企業立地の促進といった地域経済社会への効果等を総合的に評価しているところである。

九について

先の答弁書四及び五についてでお答えした再評価の結果中止した二十六事業は、厚別川準用河川改修事業、三用川総合開発事業(三用川生活貯水池)、佐野川ダム建設事業、紀伊丹生川ダム建設事業、入川ダム建設事業、雄川生活貯水池、片川生活貯水池、本荘港海岸環境整備事業、主要地方道小平幌加内線、主要地方道遠軽雄武線、主要地方道北見白糠線、一般道道上遠別霧立線、一般道道館町福島線、村道辺野喜楚洲線、主要道道静内中札内線、一般道上猿払清浜線、一般道道板谷路之台線、一般道西ノ島海士線(島前大橋)、一般道道夕張厚真線、一般道道増毛当別線、和気駅前地区土地地区画整理事業、三河港神野地区港湾緑地整備事業、佐世保港轟地区小型船だまり整備事業、万浦地区航路・泊地整備事業及び椎葉村特定環境保全公共下水道である。

十について

例えば、国土交通省の公共事業については、現在までのところ、事業完了後の事後評価において費用便益比が一・〇を下回った事例はな

い。また、お尋ねの「予定通りの債務償還を果たせていないことが明らかな事業」については、何を指すのか定かではないため、お答えできない。

十一について

東西線沿線の人口については、仙台市が、国勢調査の結果をもとに、近年の出生率や社会動態の変化を反映させる等の方法により、適切に推計したものであると承知している。

また、社会経済情勢の変化により、需要予測が明らかに合理性を欠くようになった場合には見直しを行う必要があると考えるが、変化がどの程度のものかについて、一概に指標を用いて数量的にお答えすることは困難である。

後期高齢者医療制度の保険料徴収に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年四月十日

参議院議長 江田 五月殿

浅尾慶一郎

後期高齢者医療制度の保険料徴収に関する質問主意書

本年四月一日から制度が創設されたいわゆる後期高齢者医療制度については、四月十五日に支給される年金から保険料が天引き(特別徴収)される

と聞か、この天引きの法的根拠に疑義がある。

そこで、以下質問する。

一 後期高齢者医療制度の保険料の特別徴収については、高齢者の医療の確保に関する法律においては、介護保険法の準用により本年十月一日以降に支給される年金から開始されることとされている。ところが、同法施行令附則により、本年四月一日以降に支給される年金から開始さ

れるものである。

このように、税金、保険料等の国民に賦課徴収される金銭について、法律で徴収の期日が明示されているものを政令で前倒しした例は過去にあるか。

二 高齢者の医療の確保に関する法律施行令において後期高齢者医療制度保険料を四月一日以降支払われる年金から特別徴収すべきことを規定することは、同法附則百三十三条の「法律の施行に伴い必要な経過措置」であると聞く。しかし、後期高齢者医療制度は、今回創設された制度であり、かつ高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条では、普通徴収については市町村が条例で納期を定めることとされており、四月一日から普通徴収による保険料徴収が始まるか否かは市町村の判断に委ねられているのだから、経過措置として保険料を前倒して特別徴収する理由がないのではないか。経過措置とされる理由があるどのような制度と新制度をつなぐ措置かはどうか考えればよい。

三 高齢者の医療の確保に関する法律施行令は、法律の授權範囲を超えて国民に義務を課すものではないか。憲法七十三条一項六号との関係はどう考えればよい。

四 本年四月から九月に後期高齢者医療制度の保険料を特別徴収することは、憲法八十四条の「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更する場合にあたるか。あたるとすれば同条との関係をどう整理しているか。

右質問する。

平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員浅尾慶一郎君提出後期高齢者医療制度の保険料徴収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浅尾慶一郎君提出後期高齢者医療制度の保険料徴収に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの例については、確認した限りでは、ないものと承知している。なお、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)において準用する介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)において、特別徴収の方法が規定されているが、通常の年度における経常的な保険料の徴収は、年度当初から特別徴収の方法によることとされており、平成二十年年度の特別徴収の開始時期について明示的に平成二十年十月一日以降とされているわけではない。

二及び三について

後期高齢者医療の保険料の徴収方法については、高齢者医療確保法第七十七条において、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によることとし、特別徴収については、介護保険法の規定を準用することとしているが、そもそも特別徴収とは、全国的な制度である年金制度を前提に、年金保険者の協力の下で、被保険者の保険料納付に係る便宜を図るとともに市区町村の事務負担を軽減する趣旨で行うものであり、全国的に運用することが合理的かつ効果的な仕組みであるから、特別徴収を原則とし、それが適当でない場合に普通徴収とする趣旨であつて、御指摘の高齢者医療確保法第九十九条は、例外的に普通徴収とされた場合において、その保険料の納期を市区町村の条例で定めることを規定したものである。

後期高齢者医療の保険料の徴収において、通常の年度で経常的に行われる特別徴収は、当該年度分の保険料について、四月分から九月分までの年金からは仮徴収として、十月分から翌年三月分までの年金からは本徴収として徴収する仕組みとされているところである。しかし、後期

高齢者医療制度の導入初年度においては、通常の年度を前提として規定されている仮徴収に関する規定をそのまま適用することができないことから、制度が開始される前年度である平成十九年十月一日時点で年金保険者が特別徴収の対象となるべき年金の受給者を把握し、市区町村に通知する等の事前の準備手続により平成二十年四月から特別徴収を実施するという初年度の特例について、高齢者医療確保法の原則と同様に介護保険法の関係規定を準用しつつ、経過措置として高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「高齢者医療確保法施行令」という。)附則第十二条に規定し、新制度の円滑な導入を図つたものである。なお、一般に、経過措置として規定される内容については、現行制度を改正した場合に現行制度から改正後の制度への円滑な移行を図るための措置だけでなく、新たな制度が創設される場合にその創設に当たつての事前の準備行為等を定める措置についても含まれるものである。

法律の授權範囲及び日本国憲法第七十三条第六号との関係に関するお尋ねについては、これまで述べたとおり、制度発足当初における経過措置を定めた高齢者医療確保法施行令附則第十二条は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十三条の規定に基づき、必要な経過措置を定めたものであり、同法の委任範囲を超えるものではないと考える。

四について
後期高齢者医療の保険料については、日本国憲法第八十四条に規定する「租税」には含まれないと解されるため、御指摘の後期高齢者医療の保険料を特別徴収の方法によって徴収することについては、同条の「新たに租税を課し、又は現行の租税を変更する」場合には当たらないものと考ええる。なお、国民健康保険の保険料につ

いてではあるが、最高裁判所の判決(平成十八年三月一日最高裁大法廷判決)において、市区町村が行う国民健康保険の保険料については、当該保険料は被保険者において保険給付を受け得ることに對する反対給付として徴収されるものであり、国民健康保険が強制加入とされ、保険料が強制徴収されるのは、社会保険としての国民健康保険の目的及び性質に由来するものというべきであるとして、日本国憲法第八十四条が直接に適用されることはないとはいへるべきであるとしているところである。

内閣、内閣官房及び内閣府に置かれた本部、会議等の実態に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十年四月十四日
藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

内閣、内閣官房及び内閣府に置かれた本部、会議等の実態に関する質問主意書
内閣、内閣官房及び内閣府には本部、会議等(いわゆる首相官邸が主宰する会議等、以下「会議等」という。)が数多く設置され、他省庁主宰のものを含めると首相、官房長官が出席する会議は百あまりになると言われており、会議をサポートする事務方の負担も相当重くなつていゝと思われ

る。一方で、会議等の中でこの二年間に一度も開催されていないものは二十以上になると言われており、福田首相は、会議等の数の見直しに取り組み、現在では六十六に整理したと聞いている。そこで、これらの会議等について、以下質問する。
一 整理した会議等について、その数と名称を明らかにするとともに、どのような評価をして整理したのか会議等別に明らかにされたい。ま

た、残した会議等について、その数と名称を明らかにするとともに、どのような評価をして残したのか会議等別に明らかにされたい。

二 整理した会議等の当時の総経費、残した会議等の総経費はそれぞれいくらになるか。会議等別に示されたい。

三 過去二年間に設置された会議等の数と名称を明らかにされたい。

四 過去二年間に設置された会議等の開催日数は、それぞれ何日になるか。会議等別に示されたい。

五 過去二年間に設置された会議等に要した事務方の延べ人数は省庁別に何人になるか。会議等別に示されたい。また、今後、会議等には内閣官房及び内閣府独自の人員を確保すべきではないかと思うが、政府の見解を示されたい。

六 過去二年間に設置された会議等に要した経費の精査を十分行つてゐるか。政府の見解を示されたい。

七 今後、会議等の整理、見直しを行うものと思われるが、現時点において、現存する会議等については必要不可欠のものであるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年四月二十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出内閣、内閣官房及び内閣府に置かれた本部、会議等の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出内閣、内閣官房及び内閣府に置かれた本部、会議等の実態に関する質問に対する答弁書

一について
平成十九年十二月時点において内閣総理大臣又は内閣官房長官が構成員の会議等(以下「会議

等」という。以下同じ。)は八十あつたが、これらのうち、教育再生会議、経済連携促進関係閣僚会議、公的年金制度に関する関係閣僚会議、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議、産業再生・雇用対策閣僚本部、少子化への対応を推進する国民会議、女性の再チャレンジ支援策検討会議、政府調達苦情処理推進本部、対日投資会議、地球環境保全に関する関係閣僚会議、BT戦略会議及び副部長会議、青少年育成推進部長決定の十二の会議等については、既に役割を終えたもの又は他の方策が有効なものとして廃止し、沖縄米軍基地問題協議会、情報収集衛星推進委員会及び拉致被害者の認定に関する関係省庁連絡会議の三つの会議等については、類似の政策課題を扱う会議と統合したところである。また、アクション・プログラム実行推進委員会及びバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議の二つの会議等については、より機動的な会議となるよう、内閣総理大臣及び内閣官房長官を構成員としなかつたところである。

また、安全保障会議、イノベーション推進本部、イラク問題対策本部、沖縄政策協議会、海外経済協力会議、観光立国関係閣僚会議、規制改革推進本部、給与関係閣僚会議、緊急テロ対策本部、金融危機対応会議、行政改革推進本部、経済財政諮問会議、経済対策閣僚会議、月例経済報告等に関する関係閣僚会議、原子力立地会議、構造改革特別区域推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、高齢社会対策会議、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部、国家公務員雇用調整本部、仕事と生活の調和推進官民トップ会議、自殺総合対策会議、事態対処専門委員会、銃器対策推進本部、障害者施策推進本部、少子化社会対策会議、消費者政策会議、情報機能強化検討会議、情報セキュリティ政策会議、食育推進会議、食品安全行政に関する関係閣僚会議、食料・農業・農村政策

推進本部、青少年育成推進本部、成長力底上げ戦略推進円卓会議、総合エネルギー対策推進閣僚会議、総合海洋政策本部、総合科学技術会議、対北朝鮮輸入禁止等に関する緊急対策会議、男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、地域再生本部、地球温暖化対策推進本部、知的財産戦略本部、地方分権改革推進本部、中央交通安全対策会議、中央防災会議、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、都市再生本部、内閣情報会議、日朝国交正常化交渉に関する閣僚会議、年金記録問題に関する閣僚会議、犯罪被害者等施策推進会議、犯罪対策閣僚会議、副大臣会議、物価問題に関する閣僚会議、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会、防衛省改革会議、北海道洞爺湖サミット準備会議、水俣病に関する閣僚閣僚会議、薬物乱用対策推進本部、郵政民営化推進本部及び拉致問題対策本部の六十三の会議等については、その役割を引き続き果たす必要があるため、存続することとしたものである。

二について

お尋ねの総経費については、廃止等を行った会議等の平成十八年度及び十九年度の総経費（諸謝金、委員等旅費及び庁費のうち額が特定できるものの合計をいう。以下同じ）の概算額は、アクション・プログラム実行推進委員会については零円、沖縄米軍基地問題協議会については零円、教育再生会議については二千四百四十一万九千七百七十二円、経済連携促進閣僚閣僚会議については零円、公的年金制度に関する閣僚閣僚会議については零円、「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議」については五十万六千七百一円、産業再生・雇用対策戦略本部については零円、少子化への対応を推進する国民会議については零円、情報収集衛星推進委員会については零円、女性の再チャレンジ支援策検討会議については三万五千二百八十円、政府調達苦情処理推進本部については零円、対

日投資会議については零円、地球環境保全に関する閣僚閣僚会議については零円、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する閣僚閣僚会議については零円、B.T戦略会議については零円、副部長会議（青少年育成推進本部部長決定）については零円、拉致被害者の認定に関する閣僚省庁連絡会議については零円である。

また、存続することとした会議等の概算額は、安全保障会議については零円、イノベーション推進本部については零円、イラク問題対策本部については零円、沖縄政策協議会については零円、海外経済協力会議については零円、規制改革推進本部については零円、給与関係閣僚会議については零円、緊急テロ対策本部については零円、金融危機対応会議については零円、行政改革推進本部については零円、経済財政諮問会議については千八百八十五万四千七百七十円、経済対策閣僚会議については零円、月例経済報告等に関する閣僚閣僚会議については零円、原子力立地会議については零円、構造改革特別区域推進本部については零円、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部については二百三十万四千九百九十四円、高齢社会対策会議については零円、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部については零円、国家公務員雇用調整本部については零円、国家公務員雇用調整本部については零円、仕事と生活の調和推進官民トップ会議については二十七万四千五百八十四円、自殺総合対策会議については零円、事態対処専門委員会については零円、銃器対策推進本部については零円、障害者施策推進本部については零円、少子化社会対策会議については零円、消費者政策会議については零円、情報機能強化検討会議については零円、情報セキュリティ政策会議については二百九十七万五千五百二十二円、食育推進会議については零円、食品安全行政に関する閣僚閣僚会議については零円、食料・農業・農村政策推進本部については一万二千五百円、青少

年育成推進本部については零円、成長力底上げ戦略推進円卓会議については八十八万八千七百五十六円、総合エネルギー対策推進閣僚会議については零円、総合海洋政策本部については零円、総合科学技術会議については三百六十六万二千五百四十円、対北朝鮮輸入禁止等に関する緊急対策会議については零円、男女共同参画会議については二百五十一万九千三百三十円、男女共同参画推進本部については零円、地域再生本部については十一万三千八百円、知的財産戦略本部については三百七十三万六千六百六十五円、地方分権改革推進本部については零円、中央交通安全対策会議については零円、中央防災会議については六十五万七千九百六十円、中心市街地活性化本部については零円、道州制特別区域推進本部については零円、都市再生本部については十八万三千七百六十円、内閣情報会議については零円、日朝国交正常化交渉に関する閣僚閣僚会議については零円、年金記録問題に関する閣僚閣僚会議については零円、犯罪被害者等施策推進会議については二十四万四千五百九十九円、犯罪対策閣僚会議については零円、副大臣会議については百八十八万八千二百二十円、物価問題に関する閣僚閣僚会議については零円、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会については零円、防衛省改革会議については六十一万四千四百円、北海道洞爺湖サミット準備会議については零円、水俣病に関する閣僚閣僚会議については零円、薬物乱用対策推進本部については零円、郵政民営化推進本部については零円、拉致問題対策本部については零円である。

三について

過去二年間に設置された会議等の数は二十四であり、その名称は、アジア・ゲートウェイ戦略会議、イノベーション推進本部、「美しい国づくり」企画会議、海外経済協力会議、規制改

革推進本部、教育再生会議、国家安全保障に関する官邸機能強化会議、国家公務員雇用調整本部、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議、仕事と生活の調和推進官民トップ会議、自殺総合対策会議、情報機能強化検討会議、新健康フロンティア戦略賢人会議、成長力底上げ戦略構想チーム、成長力底上げ戦略推進円卓会議、総合海洋政策本部、対北朝鮮輸入禁止等に関する緊急対策会議、地方分権改革推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、年金記録問題に関する閣僚閣僚会議、防衛省改革会議、北海道洞爺湖サミット準備会議及び拉致問題対策本部である。

四について

過去二年間に設置された会議等の開催日数は、アジア・ゲートウェイ戦略会議は九日、イノベーション推進本部は零日、「美しい国づくり」企画会議は二日、海外経済協力会議は十四日、規制改革推進本部は三日、教育再生会議（分科会を除く）は十二日、国家安全保障に関する官邸機能強化会議は七日、国家公務員雇用調整本部は三日、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議は三日、自殺総合対策会議は五日、情報機能強化検討会議は五日、新健康フロンティア戦略賢人会議は三日、成長力底上げ戦略構想チームは三日、成長力底上げ戦略推進円卓会議は四日、総合海洋政策本部は三日、対北朝鮮輸入禁止等に関する緊急対策会議は三日、地方分権改革推進本部は三日、中心市街地活性化本部は五日、道州制特別区域推進本部は二日、年金記録問題に関する閣僚閣僚会議は四日、防衛省改革会議は七日、北海道洞爺湖サミット準備会議は三日、拉致問題対策本部は一日である。

五について

会議等の開催に当たっては、實際上、主に内

閣官房及び内閣府の職員が様々な事務を執行しているところであり、お尋ねの人数について具体的にお答えすることは困難であるが、会議等の開催に必要な内閣官房及び内閣府独自の人員は、確保されているものと考えている。

六について
会議等に要する経費については、常に合理化に努めているところであり、過去二年間に設置された会議等に要した経費についても、十分精査を行っているものである。

七について
会議等については、今後も不断の見直しを行っていく所存であるが、現在存続している会議等については、一について述べたとおり、その役割を引き続き果たす必要があるため、存続することとしたものであり、必要不可欠なものと認識している。

国民投票権年齢を十八歳にすることに伴う高等学校における憲法教育に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年四月十四日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

国民投票権年齢を十八歳にすることに伴う高等学校における憲法教育に関する質問主意書

昨年制定された「日本国憲法の改正手続に関する法律」(通称「国民投票法」)において、その第三条で、「日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。」と規定している。

国民投票は、もっとも早い場合は、二〇一〇年に行われることとなるが、その際、若年層、特に十八歳以上二十歳未満の者に対して日本国憲法についてより深い理解が必要となる。そのため、特

に高等学校における日本国憲法の学習の充実が必要であると考えているが、政府の考えを示されたい。

右質問する。

平成二十年四月二十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出国民投票権年齢を十八歳にすることに伴う高等学校における憲法教育に関する質問に対する答弁書

高等学校の教育課程の基準であり、教育内容に関する全国的な大綱の基準である高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号。以下「指導要領」という。)では、高等学校の公民科の学習において、例えば、生徒に対し、基本的人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせること等とされている。文部科学省としては、各高等学校において、引き続き、指導要領に基づく日本国憲法についての教育が着実に実施されるよう努めてまいりたいと考えている。

矢白別演習場内風蓮川水系のイトウ保護に関する質問主意書

北海道別海町議会における議論および報道によると、北海道防衛局(以下「防衛局」という。)は今年度、陸上自衛隊矢白別演習場内の風蓮川水系で、土砂の川への流出を植林や沈砂池などダム以外で防ぐための調査に着手するとしている。また、別寒辺牛川水系で二〇〇三年に設置された「別寒辺牛川水系土砂流出対策等検討委員会」(以下「別寒辺牛川検討委員会」という。)と同様の組織を風蓮川水系でも設置する方向で検討中とのことである。

こうした動きは、演習場内風蓮川水系で繁殖が確認された絶滅危惧種ⅠB類イトウの生態系保護にとつて非常に重要であり、今後もっとも効果的な対策が早急にもとめられることから、以下質問する。

一 風蓮川水系の二〇〇八年度イトウ対策事業について
二 風蓮川水系における検討委員会設置について
三 別寒辺牛川水系のトライベツダムは検討委員会の結論を得て、スリット化し、現在、モニタリングを行っている。こうした先行例を参考にして、早期に河道を復元、再生する観点から風蓮川水系の既設ダムについてもスリット化が選択肢となると考えるがどうか。
四 別寒辺牛川検討委員会の報告書は、矢白別演習場の土砂流出防備対策として「生産源土砂のほとんどを占めている細粒土砂等については、生産源対策を実施することで対応」する方向を示した。風蓮川水系の対策においても、この報告書が土台となっており、生産源対策が基本と考えてよいのか。
また、生産源対策を基本にするとすれば、将来的にはダム撤去も視野に入れるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

参議院議長 江田 五月殿

紙 智子

平成二十年四月二十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員紙智子君提出矢白別演習場内風蓮川水系のイトウ保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出矢白別演習場内風蓮川水系のイトウ保護に関する質問に対する答弁書

一について

別海矢白別大演習場内の風蓮川支流域における土砂流出対策事業については、矢白別演習場・別寒辺牛川水系土砂流出対策等検討委員会での検討結果を踏まえ、平成二十年度予算において、三郎川流域の発生源対策に関する基本計画を作成するための経費として約千二百万円、玉川、楓沢及び樺沢各流域を対象とした堆砂測量、河川調査、自然環境調査及び施設予備調査のための経費として約五千万円をそれぞれ計上している。

なお、今後、これらの測量及び調査を別海町に委託するかについては、現時点においては決定していない。

二の1及び三について

別海矢白別大演習場内の風蓮川支流域における土砂流出対策事業における、イトウの遡上等に配慮した既存のダム改良等の具体的な施策については、現在、専門家や学識経験者の意見を聴くことも視野に入れつつ検討しているところであり、既存のダムの具体的な改良内容等について確たることをお答えする段階にはない。

二の2について

別海矢白別大演習場内の風蓮川支流域における土砂流出対策事業における具体的な施策については、イトウの生息環境の保全に関する各方面の研究結果も参考にしつつ、適切に検討してまいりたいと考えている。

地上デジタル放送への移行に伴う都市受信障害対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年四月十四日

参議院議長 江田 五月殿 福山 哲郎

地上デジタル放送への移行に伴う都市受信障害対策に関する質問主意書

二〇一一年七月二十五日からの地上デジタル放送への移行に伴い、高層建築物等による受信障害への対策として施設改修等の対応が必要とされている。しかし、この施設改修等については、当事者間の協議で費用負担等が決定するとはいえ、参考となる実例や学説、判例も蓄積されておらず、社会慣行として定着するにいたっていないことを総務省も認めている。現状のままでは、受信障害施設の設置について必要な混乱を招きかねないのではないかと危惧している。

そのような見地から、以下のとおり質問する。

一 地上デジタル放送への移行に伴う都市受信障害対策用共聴施設の改修について、総務省は通達(平成十八年十一月二十七日総情城第一五一号)において、当該対策施設の維持管理責任を有している所有者(マンションの場合は管理組合)と受信者とを当事者とする協議によつて決定されることとしている。しかし、調整役も存在せず、しかも費用負担を伴うものであることから、協議が円滑に進まないことは容易に推測できる。当事者間の協議が不調で結論を得ることができない場合、共聴施設の改修は実施できなくなるのではないかと危惧する。二〇一一年七月二十四日までに改修できない場合、テレビ放送を受信できない世帯が生じる可能性があるが、総務省は当事者間の協議を円滑に進めるための対策を用意しているのか、明らかにされた。

二 地上デジタル放送の開始に伴い、全国の受信

障害世帯数は、およそ十分の程度に減少することであるが、総務省は、具体的にどの地域の受信障害が解消され、どの地域の受信障害が残るかの調査を行っているのか。どのような調査を行い、結果はどのようなものであったのか、明らかにされたい。

また、総務省は受信障害範囲の調査について、通達(平成十八年十一月二十七日総情城第一五一号)において、所有者が主体的に実施することが望ましいとしているが、そのように判断する根拠は何か、具体的に示されたい。

三 これまでのアナログ放送において、受信障害対策施設を設置したマンションは、建設当初は電波障害の原因建物であったかもしれないが、その後、周辺に多くのマンションやビルが建設され、現時点で、電波障害の原因建物のままであるとは必ずしもいえない。また、アナログ方式から地上デジタル方式に変更するのは、携帯電話の周波数が不足すること等への対応という目的も含め、国の施策として実施されるものである。それにも関わらず、デジタル放送化に係る受信障害の調査を所有者の費用負担で実施するように求めたり、施設改修を当事者の負担のみで行わせることは不適切との指摘もあるが、政府の見解を示されたい。

四 各高速道路株式会社は、自社のホームページ等を通じて、沿道環境対策の一環としてのテレビ受信障害対策について、既にアナログ方式によるテレビ受信対策を行った地域あるいは世帯については、デジタル方式によるテレビ受信障害対策を行わないと明確に述べている。各高速道路株式会社はその判断の根拠として「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等にかかる費用負担について(昭和五十四年十月十二日建設省計用発第三五号)をあげている。一方、先述した通り、総務省は通達において、マンション管理組合をはじめとする高層建築物等の所有者に対して、受信障害範囲の調査や受信障害対策用共聴施設の

改修に係る費用負担及び同施設維持管理の費用と責任を求めている。両者は矛盾するものではないのか、政府の見解を明らかにされたい。また、矛盾しないとする場合、なぜ各高速道路株式会社は総務省通達の適用外となるのか合理的な根拠を示されたい。

五 電波受信障害が解消した世帯においては、新たに地上デジタル放送を受信するためにUHFアンテナ、チューナー等の設置が必要となる一方、当初、アナログ受信障害対策施設を設置したマンションにおいては、これらの設備を撤去しなければならなくなる。これらの費用の負担についての政府の見解を示されたい。

六 地上デジタル放送への移行に伴い難視聴となる地域が発生することがすでに判明しているが、これらの地域では、新たに受信障害対策用の共聴施設を設置しなければならなくなる。また既存の受信障害対策施設のある地域においても当事者間の協議が成立し、受信障害対策施設の改修が実施できるようになったとしても、多額の費用負担を強いられることになる。政府において、これらに対する財政支援措置を講ずることを検討しているのか、検討の有無の判断理由とともに明らかにされたい。

七 政府の予定では、二〇一一年七月二十四日をもって、アナログ放送は停波されることになっている。したがって、この時までに共聴施設の改修を終えておかなければ、翌日からテレビを見ることがまったくできなくなってしまう。既に生活の一部になっているテレビ放送を突然断ち切られることになると、現在の都市受信対策用共聴施設の改修状況からみて、アナログ停波は国民生活に大きな混乱を招くことになるのではないかと危惧している。このような現状及び世界各国の事例を考慮した上で、二〇一一年七月二十四日以降のアナログ放送の継続について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年四月二十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員福山哲郎君提出地上デジタル放送への移行に伴う都市受信障害対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福山哲郎君提出地上デジタル放送への移行に伴う都市受信障害対策に関する質問に対する答弁書

一について

地上テレビジョン放送については、二十一年七月二十四日までに、アナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することとされていることから、政府としては、都市受信障害対策共聴施設についても、関係当事者間の費用負担等に関する話し合いが促進され、早期の施設改修等が行われるよう、関係団体や地方公共団体等の協力も得て、周知広報や説明会の開催、相談体制の整備等の取組をしていくこととしている。

二について

総務省では、個別具体的な受信障害範囲を特定するための調査は行っていないが、コンピュータシミュレーションを行い、全体傾向として、アナログ放送の受信障害世帯数がデジタル放送に移行した際におよそ十分の一に改善するとの結果を得たものである。

受信障害の原因となった建築物等の所有者にとつては、デジタル放送への移行後、受信障害が解消され、都市受信障害対策共聴施設の撤去・縮小等により、その維持管理に係る経費軽減等が見込まれることから、当該所有者において、受信障害範囲の調査を主体的に実施することが望ましいとしているものである。

三について

建築物等による都市受信障害については、従来と同様に受信障害の原因となった建築物等の

所有者と共聴施設による受信者とを当事者とす
る話し合いを通じた対応を基本としているが、デ
ジタル放送への完全移行に向けた様々な課題に
ついて、現在、総務省の情報通信審議会におい
て審議されているところである。

四について

総務省では、御指摘の通達において、受信障
害の原因となった建築物等の所有者と共聴施設
による受信者とを当事者とする話し合いを通じた
対応を基本とするという一般的な考え方を取り
まとめたが、国土交通省の直轄の公共事業の施
行に当たって補償を行う場合は、公共事業とし
ての性質から一挙一律に対応する必要があるこ
とから、御指摘のように国土交通省において、
受信障害により生ずる損害等に関して費用負担
を定めた通知を発したものである。

政府としては、デジタル放送への完全移行を
円滑に行うためには、都市受信障害対策共聴施
設による受信者だけでなく国民全体の十分な理
解を得ることが不可欠であることから、関係省
庁で連携して取り組んでまいりたい。

五について

都市受信障害対策に係る個別具体的な事案に
おいては、建築物等の所有者と都市受信障害対
策共聴施設による受信者とを当事者とする話し
合いを通じて、デジタル放送対応に要する費用負
担について決定されることを基本としているも
のである。

六について

現在、総務省の情報通信審議会において、デ
ジタル放送への完全移行に向けた様々な課題に
ついて審議されており、その提言を踏まえて必
要な施策を講じてまいりたい。

七について

地上テレビジョン放送については、二十一年
七月二十四日までに、アナログ放送を終了
し、デジタル放送に完全移行することとされて
いることから、共聴施設の早期の改修等が行わ

れるよう、関係団体や地方公共団体等の協力も
得て、周知広報や説明会の開催、相談体制の整
備等の取組をしていくこととしており、同月二
十五日以降のアナログ放送の継続については考
えていない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京都港区虎ノ門二丁目	〒一〇五―八四四五
独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一一五円